

療育手帳の **再交付** 申請手続きについて

手続きの流れについては、裏面のとおりです

以下の書類をそろえて、西宮市 障害福祉課 へ提出してください 【郵送可】

<再交付（破損・紛失）> ■・・・必須の書類 □・・・該当する場合のみ

■ ① 療育手帳再交付申請書

■ ② 写真 1枚 <<縦4cm×横3cm>> ・・・・裏面に氏名を記入してください

⇒ 上半身脱帽で1年以内に撮影したもの（白黒、カラーいずれも可）

既定外のサイズや写真専用紙でない、顔がはっきり写っていないものは不可

□ ③ （破損の場合のみ）療育手帳の写し

⇒ 手帳番号・顔写真・本人・保護者・最終判定のページをコピーしてください

* 申請書記入時は、申請者欄にご留意ください

本人が18歳未満・・・申請者は、療育手帳に記載の保護者です

本人が18歳以上・・・申請者は、本人です

不明な点がありましたら下記へお問い合わせください。

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

西宮市福祉事務所 障害福祉課

0798-35-3194

【裏面有り】

障害福祉課使用欄

□ 破損 ⇒ □①～③

□ 紛失 ⇒ □①～② + ハードコピー

□ 前回手続き時から、本人氏名住所・保護者氏名住所に変更はないか

□ 更新期間は過ぎていないか。（過ぎている場合は、更新案内要）

<手続きの流れについて> 申請から交付まで、通常1ヶ月程度かかります

- ① 申請書類を西宮市（障害福祉課）へ提出
- ② 西宮市（障害福祉課）が「兵庫県立こども家庭センターもしくは知的障害者更生相談所」（以下、「兵庫県」）へ申請書類を送付。
- ③ 「兵庫県」から西宮市（障害福祉課）へ療育手帳を送付
- ④ 西宮市（障害福祉課）から申請者へ新しい療育手帳を送付【簡易書留】
- ⑤ 【破損の方のみ】お手元の旧療育手帳を西宮市（障害福祉課）へ返送